**平成２８年（フ）第５９２９号**
東京都杉並区下井草２丁目14―10　第三佐々倉荘
破産者　幸田　慎介（旧姓山中）
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５９３０号**
埼玉県川口市大字赤井1432―３　持田久三方
破産者　飯田　政文
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第７２５号**
さいたま市緑区大字大間木403番地２、商業登記簿上の本店所在地さいたま市緑区大字中尾2336番地50
破産者　有限会社タッチコム
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第５６７号**
千葉県流山市野々下５丁目1070番地の14
破産者　相馬　康之
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第８４号**
千葉県松戸市三矢小台２丁目11番地の５
破産者　有限会社アミー通商
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第９３号**
千葉県野田市山崎1314番地　市営住宅西大和田団地１号棟386号
破産者　關田　紀子（旧姓飛鳥馬）
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第３３９号**
千葉県松戸市五香南２丁目31番地の８　ピノキオ元山ビル301号
破産者　郷　　好文
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第３５６号**
千葉県松戸市松戸898番地の11
破産者　野本　良夫
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第３６１号**
千葉県松戸市栄町８丁目672番地の13
破産者　小野　　瞳
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第３６６号**
千葉県柏市しいの木台３丁目12番地16
破産者　山本　千栄
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第３６７号**
千葉県松戸市六実３丁目20番地の７　カーサ・ビアンカ１号室
破産者　黄田ユリ子
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第３７５号**
千葉県我孫子市根戸894番地の46
破産者　菅原　裕次
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第３９７号**
千葉県松戸市新松戸７丁目222番地　新松戸西パークハウスＡ―811
破産者　株式会社ことば
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第９６号**
千葉県匝瑳市野手1810番地
破産者　宮内　亮一
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２８年（フ）第９７号**
千葉県匝瑳市野手1810番地
破産者　宮内由美子（旧姓白土）
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２６年（フ）第１１５８７号**
東京都千代田区麹町３丁目５番地
破産者　インフォレストパブリッシング株式会社
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第２７５号**
東京都豊島区巣鴨４丁目11―７―401、住民票上の住所東京都世田谷区上馬３丁目18―11―405
破産者　泉　　智
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２０５１号**
栃木県宇都宮市清原台２丁目20―13
破産者　佐々木秀道
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２６６号**
神奈川県厚木市妻田北２丁目11番１号
破産者　厚木松下電化サービス株式会社
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第３０１号**
神奈川県小田原市荻窪571番地
破産者　有限会社山崎左官工業
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第２７８号**
静岡市駿河区豊田１丁目６番33号
破産者　株式会社ユニグリーン
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部